

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成30年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	19,656,000	平成30年4月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	6,912,000	平成30年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
3	鶴見工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	26,146,800	平成30年4月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	東淀工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	(株)天満電機産業	4,989,600	平成30年4月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	東淀工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	128,088,000	平成30年5月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	舞洲工場焼却・破碎設備整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	320,976,000	平成30年5月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
7	舞洲工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	7,236,000	平成30年6月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	舞洲工場クレーンパケット整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	(株)福島製作所	4,276,800	平成30年6月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	西淀工場2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	6,847,200	平成30年6月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

(株)タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合
西淀工場 (電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2号炉ボイラー設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 隨意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高压蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速度やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場

（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場クレーン設備は、ごみの攪拌や焼却炉への投入や焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行う焼却工場において重要な役割を果たしている設備で24時間稼働している。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却・破碎設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却・破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業（株）

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設に含まれるものであり、24時間連続で稼働している。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するものであり、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、富士ホイスト工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約相手方

(株)福島製作所

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場クレーンバケットの灰クレーンバケットは、一般廃棄物の処理を行った焼却灰・飛灰をトラックに積み込む設備である。バケットを構成する機器や部材は、機械的な運動や常に多湿の過酷な使用環境により、摩耗や腐食が進行しやすいことから、消耗部品や機器の取替を行い適正な維持管理を図るものである。当工場のクレーンバケットは(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場 2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する廃熱ボイラー設備とごみの焼却処理を行う焼却炉の一部の補修を行うものである。

運転に異常を認めた 2号炉を停止し調査したところ、ボイラー設備に故障が見られ、また投入ホッパー水冷ジャケットに水漏れが発生していた。

当焼却工場は、ごみの中間処理施設であるが、今回の故障により運転を継続することは不可能であり、可及的速やかに補修を行わなければごみピットでの受け入れが不可能となる恐れがあり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたすことが予想される。このため、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

当工場のボイラー設備ほか焼却設備は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

西淀工場 （電話番号 06-6472-3000）